

六次産業化・地産地消法に基づく 総合化事業計画の認定証交付式を開催します

東海農政局では、「六次産業化・地産地消法」に基づき、農林漁業者等が作成した総合化事業計画を認定しています。

令和4年9月期認定では、中津川市千旦林のこいけなつみ小池菜摘さん（コイケ ラボKoike lab.）が認定されましたので、認定証交付式を開催します。

■日時

令和4年10月13日（木曜日） 14時30分から

■場所

中津川市役所 4階大会議室（中津川市かやの木町2番1号）

■主催

農林水産省 東海農政局（認定証交付者 地方参事官 矢口隆行）

■事業者概要

小池菜摘さん（Koike lab.）は、中津川市で芋類を中心に野菜と水稻の生産を営む農家です。この地域のミネラルや鉄分が豊富な赤土で育つ「土の中で育つ野菜」に拘り、昔ながらの手作業を中心とした伝統農法を守りながら、時代に即した安心安全な農業に積極的に取り組んでいます。

■総合化事業計画の認定累計件数（当該事業を含む）H23～R4

岐阜県内	84件
中津川市内	7件

■その他

- 六次産業化・地産地消法は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等（六次産業化）に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進（地産地消）に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的としています。
- 総合化事業計画とは、農林漁業者等が農林水産物及び副産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画を策定し、農林水産大臣が認定を行うものです。

お問い合わせ先

農林部 農業振興課 農務係 担当者：楯
電話：0573-66-1111（内線265）